

根室市教育委員会規則第4号

根室市立学校通学区域規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

根室市教育委員会  
教育長 波 岸 克 泰

根室市立学校通学区域規則の一部を改正する規則

根室市立学校通学区域規則（昭和36年根室市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 小学校（第3条関係）

学校名	通学区域
北斗小学校	梅ヶ枝町（1、2丁目）、緑町（1、2丁目）、本町（1、2丁目）、大正町、清隆町、平内町、北斗町、光和町、岬町、定基町、松本町、敷島町、花園町、月岡町、西浜町、弥生町、穂香、常盤町（1、2丁目）、宝林町（1丁目、4丁目の内399～472番地、5丁目の内58～61番地）、東和田（1～560、563～568、572～600、609～636、642～701、716～731、737～740）
花咲小学校	琴平町、弁天町、海岸町、汐見町、千島町、北浜町、鳴海町、朝日町、栄町、月見町、有磯町、本町（3～5丁目）、松ヶ枝町、花咲町、駒場町、明治町、牧の内（成央小学校の区域を除く）、梅ヶ枝町（3丁目）、緑町（3丁目）、常盤町（3丁目）、弥栄町
成央小学校	幸町、宝町、光洋町、桂木、曙町、昭和町、牧の内（146番地6、14、16、18、79、275）、宝林町（2丁目、3丁目、4丁目の内1～398番地、5丁目（北斗小学校区域を除く。））
花咲港小学校	花咲港

別表第2 中学校（第3条関係）

学校名	通学区域
光洋中学校	琴平町、弁天町、海岸町、汐見町、千島町、北浜町、鳴海町、朝日町、栄町、月見町、有磯町、本町（3～5丁目）、松ヶ枝町、花咲町、駒場町、明治町、牧の内、梅ヶ枝町（3丁目）、緑町（3丁目）、常盤町（3丁目）、弥栄町、幸町、宝町、光洋町、桂木、曙町、昭和町、宝林町（2丁目、3丁目、4丁目の内1～398番地、5丁目（柏陵中学校区域を除く。））、花咲港

柏陵中学校	梅ヶ枝町（１、２丁目）、緑町（１、２丁目）、本町（１、２丁目）、大正町、清隆町、平内町、北斗町、光和町、岬町、定基町、松本町、敷島町、花園町、月岡町、西浜町、弥生町、穂香、常盤町（１、２丁目）、宝林町（１丁目、４丁目の内399～472番地、５丁目の内58～61番地）、東和田（１～560、563～568、572～600、609～636、642～701、716～731、737～740）
-------	--

別表第３に次のように加える。

厚床小中学校	西厚床、東厚床、厚床、明郷、湖南、檜昔、川口、酪陽、初田牛、別当賀
おちいし義務教育学校	落石西、落石東、浜松、昆布盛

附 則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。